

日本書紀と出雲

佐藤 雄一

はじめに

- 「出雲」について言及している8世紀の主な史料
 - ・『古事記』(712年)
 - ・『日本書紀』(720年)
 - ・『出雲国風土記』(733年) 官選の地誌*出雲国造(出雲臣広島)が編纂者
- 上記3書のうち、古代において最も広く読まれたのは『日本書紀』

『新日本紀』記載の日本紀講一覧

	開催年次	博士	備考
1	養老5年(721)	太安万侶?	
2	弘仁3年(812)	多人長	『私記』(甲本)では弘仁4年
3	承和6年(839)6月1日	菅野高年	『続日本後紀』では承和10年
4	元慶2年(876)2月25日	善淵愛成	『三代実録』同年同月の記載有り
5	延喜4年(904)8月21日	藤原春海	『日本紀略』同年同月の記載有り
6	康保2年(965)8月13日	橘仲遠	『日本紀略』同年同月の記載有り

『日本書紀私記』(甲本)*弘仁の講書に際して講師・博士たちが作成した私記

親王及安万侶等、更撰_二此日本書紀三十卷并帝王系図一卷_一。(今見_二在図書寮及民間_一也)

→『日本書紀』(原本?)は図書寮に保管されると同時に、作成された写本は「民間」(諸官人・諸氏族)にも広がっていた可能性。

●本日の概要

- ①『日本書紀』の国譲り神話に記された「出雲」
- ②『出雲国風土記』と『日本書紀』
- ③「出雲国造神賀詞」と『日本書紀』

→『日本書紀』に記された「出雲」は、古代社会でどのように受け入れられたのか?
中央の視点、地域の視点

1 『日本書紀』の国譲り神話に記された「出雲」

(1) 【史料1】国譲り神話（神代下第九段一書第2）

天神、経津主神・武甕槌神を遣して、葦原中国を平定めしむ。〔中略〕既にして二神、出雲の五十田狭の小汀に降到りて、大己貴神に問ひて曰はく、「汝、將に此の国を以て、天神に奉らむやいなや」と。對へて曰はく、「疑ふ。汝二神は、是吾が処に來ませるに非ざるか。故、許さず」と。是に、経津主神、則ち還り昇りて報告す。

高皇産靈尊、乃ち二の神を還し遣して、大己貴神に勅して曰はく、「今、汝が所言を聞くに、深く其の理有り。故、さらに祭にして勅したまふ。夫れ汝が治す顕露の事は、是吾孫治すべし。汝は以て神事を治すべし。又汝が住むべき天日隅宮は、今供造りまつらむこと、即ち千尋の楮繩を以て、結ひて百八十紐にせむ。其の宮を造る制は、柱は高く大し。板は広く厚くせむ。又田供佃らむ。又汝が往來ひて海に遊ぶ具の為には、高橋・浮橋及び天鳥船、亦供造りまつらむ。又天安河に、亦打橋造らむ。又百八十縫の白楯供造らむ。又汝が祭祀を主らむは、天穗日命、是なり」と。

是に、大己貴神報へて日さく、「天神の勅教、如此慇懃なり。敢へて命に従はざらむや。吾が治す顕露の事は、皇孫當に治めたまふべし。吾は退りて幽事を治めむ」と。乃ち岐神を二の神に薦めて日さく、「是、當に我に代りて従へ奉るべし。吾、將に此より避去りなむ」と。

- ・天神（高皇産靈尊）の要請により、大己貴神（大国主神）は顕露を天孫に譲り、幽事を治める
- ・大己貴神が居住する天日隅宮は天神が造宮（国譲りの代償）
- ・大己貴神の祭祀を司るのは天穗日命（出雲臣の祖先神）

【参考】『古事記』の国譲り概要

- ①建御雷神・天鳥船神の両神が、出雲国の伊耶佐之小浜にて大国主神へ国譲りを迫る。
- ②大国主神は自身では返答せず、御子神である事代主神のもとへ向かうよう述べる。そこで、天鳥船神が御大之前へ向かい、事代主神から国譲りの承諾を取り付ける。
- ③しかし、もう一柱の御子神である建御名方神は国譲りを受け入れず、建御雷神と力競べを行う。建御名方神は敗北し、その場から逃げ去る。
- ④建御名方神は、科野国の州羽海に追い詰められ、葦原中国の委譲を承諾する。
- ⑤御子神二神が国譲りを承伏したことを受けて、大国主神は葦原中国の支配権を移譲し、自らは天之御舎に隠れる。
- ⑥建御雷神は高天原へ戻り、葦原中国の言向けを復奏する。

⇒国譲りにおける大己貴神（大国主神）の位置づけについて、『日本書紀』本文や一書第1、『古事記』での大己貴神は消極的・従順な姿勢。そのなかで一書第2のみが、天神から譲歩を引き出すなど力強い姿勢を叙述。記紀の国譲りを記す所伝のうち、『日本書紀』一書第2はより高く大己貴神を位置付けている。

(2) 王権による出雲へのまなざし

・杵築大社（出雲大社）の社殿造営

【史料2】『日本書紀』齊明天皇5年（659）是歲条

出雲国造に命せて、神の宮を修葺わしむ。

→7世紀後半には、社殿を伴う建造物が備わっていた。

・神郡制度

神郡とは、特定神社の維持のために定められた郡。神社の修理・祭祀等の費用について、その郡の税収（租庸調）から充てさせるなど特別な財源が認められていた。

【史料3】『令集解』所引 養老7年（723）11月16日太政官处分（養老選叙令7同司主典条令釈説）

養老七年十一月十六日太政官処分すらく、「伊勢国渡相郡、竹郡、安房国安房郡、出雲国意宇郡、筑前国宗形郡、常陸国鹿嶋郡、下總国香取郡、紀伊国名草郡、合せて八神郡は、三等以上の親の連任を聴すなり」と

→ここでは、7国8郡の神郡に対し、三等以上の近親者の郡司連任（同郡内の郡司構成員として同時につくこと）を認めている。なお、出雲国意宇郡と筑前国宗形郡は、文武2年（698）時点で既に認められている（『続日本紀』文武2年3月9日条）。出雲国では、出雲臣と関係が深い杵築大社と熊野大社とが神郡（意宇郡）の所管社。出雲国造出雲臣氏は、国造であるとともに8世紀には意宇郡の郡司を占め続け、また神郡なので一族から複数の郡司を輩出することができた。

* 『常陸国風土記』香島郡条には、孝徳天皇の己酉年（649）に香島大神の神郡として定められたことが郡名起源であると記されており、神郡制度自体は7世紀後半に整備されたもの。

⇒地域社会のみならず、王権にとっても重要な神社であるという制度的位置づけ。

2 『出雲国風土記』と『日本書紀』

(1) 『出雲国風土記』の国譲りと『日本書紀』

【史料4】『出雲国風土記』意宇郡母理郷条、屋代郷条 *風土記全体の冒頭部分

母理郷。郡家の東南卅九里一百九十歩なり。天下造らしし大神大穴持命、越の八口を平らげ賜ひて還り坐しし時に、長江山に來坐して詔りたまひしく、「我が造り坐して命さす国は、皇御孫命平けく世を知らせと依せ奉る。但し、八雲立つ出雲国は、我が静り坐す国と、青垣山廻らし賜ひて、玉珍直に賜はりて守らむ」と詔りたまひき。故、文理と云ふ。〔神龜三年、字を母理と改む。〕

屋代郷。郡家の正東卅九里一百廿歩なり。天乃夫比命の御伴、天降りて社に來ましき。伊支等が遠神、天津子命詔りたまひしく、「吾浄めて坐さむと志ふ社なり」と詔りたまひき。故、社と云ふ。

〔神龜三年、字を屋代と改む。〕

【史料5】『出雲国風土記』楯縫郡の郡名由来

楯縫と号くる所以は、神魂命、詔りたまひしく、「五十足る天日栖宮の縦横の御量は、千尋の栲縄持ちて、百結び結び、八十結び結び下げて、此の天の御量持ちて、天の下造らしし大神の宮を造り奉れ」と詔りたまいて、御子、天の御鳥命を楯部と為て、天下し給ひき。その時、退り下り来まして、大神の宮の御装束の楯を造り始め給いし所、是なり。仍りて、今に至るまで、楯・杵を造りて、皇神等に奉る。故、楯縫といふ。

【史料6】『出雲国風土記』出雲郡杵築郷条

杵築郷。郡家の西北廿八里六十歩なり。八束水臣津野命の国引き給ひし後に、天下造らしし大神の宮を奉らむとして、諸の皇神等、宮處に参集ひて、杵築きたまひき。故、寸付と云ふ。〔神龜三年、字を杵築と改む。〕

- 『日本書紀』(特に神代下第九段一書第2)を踏まえた記載。第九段一書第2では、大己貴神は皇孫によりつくられた天日隅宮で幽事・神事を治すことが取り決められる。『出雲国風土記』では、意宇郡母理郷条にみえるように、出雲国全域が大穴持命(オオナムチ)の鎮まる場であると拡大される。
- 【史料5】【史料6】は「宮」の建造という内容が共通。また、『出雲国風土記』原本は上下二巻構成であり、上巻は意宇郡、下巻は楯縫郡から始まっていたと想定されている。上巻冒頭の国譲りや下巻冒頭の天日栖宮(天日隅宮)創建伝承も、『日本書紀』第九段一書第2を受容したもの。

【参考】『出雲国風土記』出雲郡美談郷条

美談郷。郡家の正北九里二百四十歩なり。天下造らしし大神の御子、和加布都努志命、天地初めて判れし後に、天の御領田の長に供奉り坐しき。即ち、彼の神、郷の中に坐す。故、三太三と云ふ。〔神龜三年、字を美談と改む。〕即ち正倉有り。

→「天地初判」:『日本書紀』神代上第一段一書第1、第4、第6の冒頭(天地開闢)にみえる。

3 「出雲国造神賀詞」と『日本書紀』

(1)「出雲国造神賀詞」奏上儀礼

- ・出雲国造が天皇の治世と長寿に対する言祝ぎを奏上する儀礼
- ・史料上の初見は『続日本紀』靈龜2年(716)。

「出雲国造神賀詞」奏上儀礼一覧

国造	国造就任	神賀詞奏上①	神賀詞奏上②	叙位・賜禄	備考
出雲臣果安	和銅元(708)※国造系図	靈龜2(716)2.10		110余人	
出雲臣広嶋	養老5(721)※国造系図	神龜元(724)正.27	神龜3(726)2.2	194人	『風土記』国造・意宇郡大領
出雲臣弟山	天平18(746)3.7	天平勝宝2(750)2.4	天平勝宝3(751)2.22	自余の祝部	『風土記』飯石郡少領
出雲臣益方	天平宝字8(764)正.20	神護景雲元(767)2.14	神護景雲2(768)2.5	159人	
出雲臣国上	宝龜4(773)9.8				
出雲臣国成	延暦元(782)※国造系図	延暦4(785)2.18	延暦5(786)2.5	自外の祝	
出雲臣人長	延暦9(790)4.17	延暦14(795)2.26	延暦20(801)閏正.16		
出雲臣門起	延暦22(803)※国造系図				
出雲臣旅人	弘仁元(826)※国造系図	弘仁2(811)3.27	弘仁3(812)3.15	賜禄如常	
出雲臣豊持	天長3(826)3.29	天長7(830)4.2	天長10(833)4.25		

【史料7】『続日本紀』靈龜2年2月10日条

出雲国の国造外正七位上出雲臣果安、齋し竟り神賀の事を奏す。神祇大副中臣朝臣人足、其の詞を以て奏聞す。是の日、百官齋す。果安より祝部に至るまで、一百一十餘人位を進め禄賜ふこと各差あり。

【史料8】『出雲国風土記』意宇郡忌部神戸条

忌部神戸。郡家の正西廿一里二百六十歩なり。国造、神の吉き調望て、朝廷に参向ふ時に、御沐の忌玉作る。故、忌部と云ふ。

【別添史料】「出雲国造神賀詞」（『延喜式』祝詞29出雲国造神賀条）

- ・ 出雲国造が、186社に坐す出雲の神々の吉詞を代表して述べる。
 - * 『出雲国風土記』に記載された官社数=184社 『延喜式』完成段階の官社は187社（神名帳）
- ・ 出雲国造出雲臣が官社の神職（祝部）を率いる（『延喜式』臨時祭36神寿詞条）。
⇒国造を主体としたネットワークが存在
- ・ 『出雲国風土記』では、出雲臣が全9郡中5郡の郡司。出雲国の広範に勢力が及んでいた。

●神賀詞は3段落構成

- A 天皇への復命を述べる
- B 天穗比命の功績を述べる →神賀詞の国譲り神話
- C 天皇の長寿を言祝ぎ、献上物（御禱の神宝）を列挙する

(2) 神賀詞の性格をめぐる解釈

- ①服属儀礼説
- ②復奏（国譲りの儀礼的再現）説
- ③即位儀礼との関連を述べる説

(3) 「出雲国造神賀詞」の国譲りと『日本書紀』

【別添史料（神賀詞）】B部分が神賀詞の国譲り。大筋としては、

- ①出雲臣の遠祖天穗比命が「国体見に遣わしし時」に「天下を見廻りて、返り事申す
- ②地上世界は荒ぶる国であるが、「鎮め平けて、皇御孫命に安国と平らけく知ろし坐さしめむ」と申す
- ③兎の天夷鳥命に布都怒志命を副えて天降りさせ、荒ぶる神等を平らげ、「国作らしし大神を媚び鎮め、大八島国の現事・顕事を事避らしめき」
- ④大穴持命は皇御孫の静まる大倭国の近き守り神として、大物主櫛瓶玉命を大御和の神奈備に、阿遲須伎高孫根命を葛木の鴨の神奈備に、事代主命を宇奈提に、賀夜奈流美命を飛鳥の神奈備に置く
- ⑤自らは八百丹杵築宮に静まる
- ⑥親神魯伎・神魯美の命が天穗比命に対し、天皇の御世が長久であることをいわうよう宣う
- ⑦その仰せに従い齋事を仕え、ここに御寿の神宝を献上することを述べる

- ・記紀とは異なる天穗比命の描写をめぐる議論【別添資料表】
 - a 積極的な役割を果たす天穗比命像は、記紀に取り込まれる以前、7C中頃の「原形」（三宅和朗）。
 - b 「記紀神話と出雲国造家神話との相違の中から国家と在地勢力との交渉の中で形成された」（関和彦）
 - ⇒記紀との齟齬が焦点
- ・神賀詞にみえる天穗比命の行動は、天照大神と素戔鳴尊との誓約の際に天穗比命と同じく天照大神から生じた天忍穗耳尊あめのおしほみのみことの『古事記』『日本書紀』（第九段一書第1・第2）の国譲りでの行動を踏まえた表現か。
 - 天忍穗耳尊は、天孫降臨の主人公となる瓊瓊杵尊にぎのみことの親神。この神を葦原中国に降そうとしたが、瓊瓊杵尊が生まれたのでそれに譲った。
- ・記紀の国譲り神話の整理は7世紀後半。神賀詞では、天穗比命の活動を述べていない。
- ・天夷鳥命あめのひなりのみことは『古事記』誓約段で建比良鳥命とみえ、天穗比命の子であり出雲国造の祖とある。『日本書紀』崇神60年7月条（神宝献上传承）にもみえ、天降りして出雲大神宮に神宝を将来した神。
 - ⇒神賀詞は記紀神話と矛盾なく、かつ出雲臣の奉事根源について祖先神（天夷鳥命）を顕彰しながら語っている。
- ・神賀詞奏上儀礼は、宮中儀礼で唯一地方の国造によって行われるという特殊性をもつ。
- ・神賀詞の内に氏族伝承として出雲臣の奉事根源を語る。そのことを出雲臣が国内の祝・郡司子弟を朝廷まで引き連れ、語ることに意味がある。これは出雲側からの視点。
- ・一方、儀礼そのものは神祇官の管轄で律令制に則った祭祀。神話の可視化という点で重要。
- ・『延喜式』は延喜5年（905）に編纂開始された史料だが、B部分では「皇御孫の静まる大倭国の近き守り神」として神々が鎮座している。神賀詞Bの骨子は8世紀までは遡り、段階を経て整備されたか。
- ・国家と地域、両者が求めるところの到達点としての『延喜式』「出雲国造神賀詞」奏上儀礼。

おわりに

- ・『出雲国風土記』の国譲りや杵築大社創建伝承にも『日本書紀』の受容がうかがえる。出雲臣が祀るオオナムチの存在感は更に増すことになるが、王権と対立的な関係ではなく、王権神話の大筋から外れることもまたなかった。
- ・特に国譲りについては第九段一書第2を積極的に受容。一方、神賀詞では、奉事根源を自らの有利に語るという氏族伝承としての側面も確認できる。
- ・『日本書紀』に記された「出雲」
 - 『日本書紀』は1300年という歴史のなかで、時代ごとに解釈されてきた。
 - 古代：『日本書紀』というオフィシャルな「歴史」に基づく
 - * 地域では『日本書紀』を受け入れつつ、独自の神話・伝承も展開
 - 中世：注釈活動から生まれた、『日本書紀』原典にとらわれない多様な世界観（＝中世神話）
 - 近世：『日本書紀』に立ち返る神道学。国学による『古事記』の評価
 - 近代：「幽顕」（『日本書紀』神代下第九段一書第2）を軸とした世界観
 - 現代の「出雲観」に大きな影響